

## 2. 構造等規制制度の対象となる施設・事業者について

今回の水濁法の改正により、新たに設けられた構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施が義務付けられた施設は、「有害物質使用特定施設」と「有害物質貯蔵指定施設」である。ここでは、これらの施設の範囲、定義等について解説する。

以下により構成される。

- ・ 有害物質使用特定施設について 7～11 ページ
- ・ 有害物質貯蔵指定施設について 11～15 ページ
- ・ 構造等に関する基準が適用される施設本体の範囲 15～16 ページ
- ・ 構造等に関する基準が適用される施設本体に付帯する配管等、排水溝等の範囲 16～19 ページ
- ・ 施設以外の有害物質を含む水の貯蔵場所、作業場所における留意事項について 20～21 ページ

### 2.1 有害物質使用特定施設

#### (1) 概要

有害物質使用特定施設は、水濁法第2条第8項において、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設と定められている。

#### 水濁法第2条第8項

「(略) 有害物質( )を、その施設において製造し、使用し、又は処理( )する特定施設( )(指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。)(略) 」

#### (2) 対象となる施設について

「有害物質」

「有害物質」とは、水濁法施行令第2条に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の物質のことである。

( 塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンについては、他の有害物質と同様に、排水規制・地下浸透規制等を行うことが適当であるとの答申が平成23年2月及び平成24年3月に出示されたことを踏まえ、これらの物質を追加すること等の規定を定めた、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(政令第147号)が平成24年5月18日に閣議決定され、23日に公布、25日より施行された。これにより、平成24年5月末現在において、28項目が有害物質として定められている。)

## 水濁法施行令第2条

(カドミウム等の物質)

第2条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二 ジクロロエタン
- 十四 一・一 ジクロロエチレン
- 十五 一・二 ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 十八 一・三 ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- 二十 二 クロロ 四・六 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(別名シマジン)
- 二十一 S 四 クロロベンジル=N・N ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふっ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四 ジオキサン

「製造し、使用し、又は処理」

有害物質使用特定施設は、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことをいい、個別の特定施設ごとに判断されることとなる。ここにおいて、「製造」とは、当該特定施設において、有害物質を製品として製造することをいい、「使用」とは、当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用することをいい、「処理」とは、当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいう。  
(下記参考1参照)

「特定施設」

「特定施設」とは、水濁法施行令第1条に基づく別表第1に掲げられた施設であり、例えば、酸又はアルカリによる表面処理施設(別表第1第65号)、電気めっき施設(同第66号)、洗濯業の用に供する洗浄施設(同第67号)等が定められている。

水濁法では、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を施行令で指定し、これらの施設を設置している工場又は事業場からの排水の排出に対して規制を行うこととされており、そのために指定された施設が「特定施設」である。

特定施設の一覧を参考資料1に添付した。

(参考1)「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(都道府県知事・政令市長あて環境事務次官通知、平成元年9月14日、環水管第188号)

「また、有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)別表第1に掲げる施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことをいい、個別の特定施設ごとに判断されることとなる。ここにおいて、「製造」とは、当該特定施設において、有害物質を製品として製造することをいい、「使用」とは、当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用することをいい、「処理」とは、当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいう。」

(3) 下水道に排水の全量を排出する施設について

改正水濁法(水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号。))により改正された後の水濁法)では、第5条第3項において、新たに届出が必要となる施設を以下のように定めている。

### 改正水濁法第5条第3項

「工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道に排出し、公共用水域には排出しない場合には、有害物質使用特定施設に該当しても、従来から水濁法第5条第1項に基づく届出の対象とされていなかった。しかしながら、そのような施設においても、届出対象となっている有害物質使用特定施設と同じように有害物質を漏えいし、地下に浸透させる可能性があること、また実際に地下水汚染事例の調査において、全量を下水道に排出する有害物質使用特定施設が地下水汚染の原因となっている事例が確認されたことから、今回の水濁法の改正においては、構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等の義務が適用される施設の対象に含められた。改正水濁法第5条第3項において、有害物質使用特定施設が対象となったが、ここでいう有害物質使用特定施設は、例えば、全量を下水道に排出する施設などを想定している（3.1参照）。

改正水濁法第5条3項の括弧書きで、第5条第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は第2項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除くとされているが、これは、既に第5条第1項又は第2項に基づいて届出が行われている施設については、改めて届出を行う必要がないことを示している。

#### （4）対象とならない施設について

##### 汚水又は廃液を循環利用する施設

有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設であっても、施設内で発生する汚水又は廃液の全量を循環利用することによって、施設からの汚水又は廃水の排出がない場合は、特定施設に該当しないので、有害物質使用特定施設に該当しない。

ただし定期的に汚水又は廃液を取り出して産業廃棄物として処理するなどの場合や、汚水又は廃液を事業場内の他の施設で処理し、その処理水を再利用するような循環利用の場合は特定施設に該当し、有害物質を製造、使用又は処理している場合には有害物質使用特定施設に該当する。

#### 下水道終末処理施設等

上記(2)の のことから、水濁法施行令第1条別表第1第73号の下水道終末処理施設(下水道法施行令第9条の3第2号に係る処理施設で有害物質を処理するものを除く。)同第72号のし尿処理施設は、特定施設ではあるが有害物質使用特定施設に該当しない。

#### 畜産関係

畜産農業については、一定規模以上の豚房施設、牛房施設又は馬房施設が特定施設に該当するが、これらの施設は畜舎の中の豚、牛又は馬を収容するための個々の房をいい、通常、有害物質を製造・使用・処理しているとは考えられないため有害物質使用特定施設には該当しない。

家畜ふん尿の貯留施設については、家畜ふん尿に含まれるアンモニアや硝酸性窒素を除去するためにいったん貯蔵する目的で設置される施設であれば、有害物質貯蔵指定施設に該当するが、家畜ふん尿が一時的に通過したり貯留したりする処理工程中のタンクであって排水処理施設(有害物質使用特定施設ではないもの)と一体となった施設は排水処理施設とみなされ、有害物質貯蔵指定施設には該当しない。

#### 温泉旅館

上記(2)の のことから、温泉水等で天然に有害物質を含有する水を使用する場合に、当該有害物質を使用することを目的としない旅館等においては、その水を使用する旅館等の施設は、有害物質使用特定施設に該当しない。

## 2.2 有害物質貯蔵指定施設

### (1) 概要

有害物質貯蔵指定施設は、改正水濁法第5条第3項及び改正水濁法施行令(水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成23年11月28日政令第367号)による改正後の水質汚濁防止法施行令)第4条の4に定められており、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設をいう。

### (2) 対象拡大の背景

平成21年度に環境省が実施した実態調査において、汚染原因行為等が、水濁法改正により地下浸透規制制度が導入された平成元年度以降も継続した事例が252件確認された。これらのうち、漏えい場所と地下への浸透場所の関係が特定または推定

された 80 か所について調査したところ、貯蔵設備・貯蔵場所で有害物質が漏えいし、その場で地下に浸透したという事例が 12 か所確認された。

貯蔵施設については、通常は排水を外部に排出しないことから、水濁法の特定施設とされず、したがって都道府県知事等への届出の対象とはなっていなかった。しかしながら、上記のような汚染の事例が確認されたことを勘案し、今回、新たに届出対象施設に加えられたものである。

なお、上記の事例数は、原因の施設が特定または推定された事例についてのみ調査を行ったものであり、原因の施設が不明の汚染事例はさらに多数にのぼると考えられる。

### (3) 対象となる施設について

#### 改正水濁法第 5 条第 3 項

「 (略) 指定施設( ) (有害物質を貯蔵するものに限る。) であつて当該指定施設から有害物質を含む水( ) が地下に浸透するおそれがある( ) ものとして政令で定めるものをいう。 (略) 」

#### 改正水濁法施行令第 4 条の 4

「第 2 条に規定する物質( ) を含む液状の物を貯蔵する( ) 指定施設( ) とする。」

対象となる施設は、上記の通り、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であつて、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設であるが、条文中の用語の考え方について、以下に から までで解説する。

なお、生産施設や処理施設の中に一体として設置された貯蔵に関わる施設については次のように取り扱う。

有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を「貯蔵している施設」であることが要件である。

例えば、生産工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留したりする工程タンク等、生産施設と一体となった施設については生産施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設に該当しない。また同様に、排水溝の途中に排水系統の中に一体として組み込まれているためます等は排水系統の設備(排水溝等)排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク等は排水処理施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設には該当しない。

これらのケースについては、生産施設が特定施設に該当する場合には、当該特定

施設の構造の一部として水濁法に基づく届出を行い、また、排水処理施設が特定施設に係る排水、汚水进行处理する場合には、当該特定施設の汚水の処理の方法として届出を行う必要がある。

具体的には個別のケースに応じて判断する必要があるが、これらのケースでは、それぞれ生産施設、排水溝等、排水処理施設として全体をとらえるのが妥当である。

#### 「指定施設」

「指定施設」とは、平成 22 年の水濁法の改正で新たに定義が設けられた。有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であって公共水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として水濁法施行令で定めるもの（指定物質：水濁法施行令第 3 条の 3 で定める 56 項目（平成 25 年 3 月末現在）、130 ページ参照。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設。

なお、構造等規制制度の対象となる施設は、「有害物質」を貯蔵する指定施設であり、「指定物質」を貯蔵する施設は対象とならない。

#### 「有害物質を含む水」

「有害物質を含む水」の「水」は水濁法上「液状のもの」と同義で用いられ、これには、有害物質を微量に含む廃液、液体の有害物質 100%のもの等が含まれる。具体的には、水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第 39 号）により検定した場合において、有害物質が検出される水のことをいう。

#### 「地下に浸透するおそれがある」

「地下に浸透するおそれがある」は、当該有害物質を含む水が液体で漏えいするような施設を対象とすることを意味している。したがって、温度や圧力を変化させて液状の有害物質を貯蔵する施設において、漏えいした時点で、常温常圧となり、気化するような有害物質は、地下に浸透するおそれがあるとは考えられず、こうした貯蔵施設は対象とはならない。

#### （改正水濁法施行令）「第 2 条に定める物質」

改正水濁法施行令第 2 条に定める物質とは、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の有害物質のことであり、平成 24 年 5 月末現在で 28 項目が定められている。（2.1(2)参照）

#### 「液状の物を貯蔵するもの」

法律において、「地下に浸透するおそれがある」、すなわち、有害物質を含む水が

液体で漏えいするような施設を対象とすることとされ、施行令でさらに、液状の物を貯蔵するもの（施設）に限定されている。これは、有害物質であっても、固体、気体を貯蔵している施設は対象にはならず、さらに、漏えいした時点で温度や圧力変化によって液状になるものがあっても（実際に存在するかどうかは別として）それらは対象外となることを意味している。

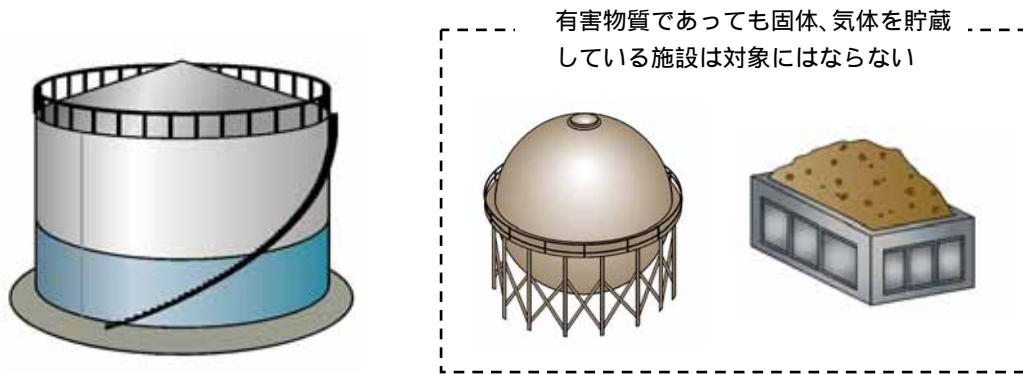


図 2-1 液状のものを貯蔵するものに関する概念図

また、「貯蔵する」は、有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設が対象である。内容物の濃度でもって限定することは困難である。また、内容物に有害物質が含有される場合であっても、それが不純物として含有される場合については措置の対象にはならない。

例えば、ガソリントankを例にとると、不純物としてベンゼンが入っているが、有害物質にガソリンは該当しない。これは、ベンゼンを含んでいたとしても、ベンゼンの貯蔵を目的とした施設ではないので、対象とはならない。他方、例えばカドミウムを含む廃水のタンクで、カドミウムを除去するためにいったん貯蔵する目的で設置される施設については、カドミウムの濃度が微量であっても対象となる。

#### 「施設」に該当しない事例

そもそも「施設」とは工場・事業場に一定期間設置されるものをいい、常時移動させながら使用するものは該当しない。したがって、ドラム缶、一斗缶やポリタンク等はそもそも施設に該当しないが、例えばドラム缶を一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用するケースにおいては、有害物質の貯蔵を目的とした施設と判断されれば対象となる。なお、ここで一定期間、一定の場所に固定して使用とは、物理的に固定され、使用期間において原則として常時配管等が接続されている状態を想定したものであり、耐震対策で容器を固定するようなケースは想定していない。（下記参考1参照）



(参考1)「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(都道府県知事・政令市長あて 環境庁水質保全局長通知、平成8年10月1日、環水管第276号、環水規第320号、平成11年1月29日改正、環水企第33号)

「(水質汚濁防止)法第2条第4項の「貯油施設等」には、ドラム缶等の容器、車両等で移動可能なものは含まれない。」

#### (4) 有害物質貯蔵指定施設の事例

以下に有害物質貯蔵指定施設に該当する事例と該当しない事例を示す。なお、施設に該当するか否かは、ドラム缶等の容器の使用実態に即して最終的には判断されるべきである。



図 2-2 有害物質貯蔵指定施設に該当する事例(1)

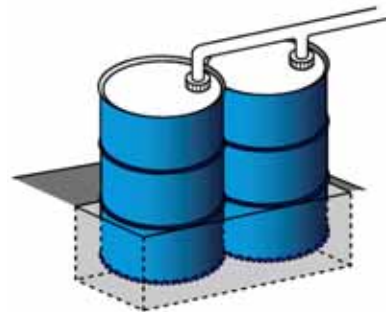


図 2-3 有害物質貯蔵指定施設に該当する事例(2)

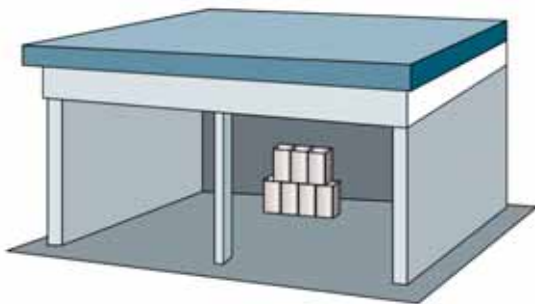


図 2-4 有害物質貯蔵指定施設に該当しない事例(1)

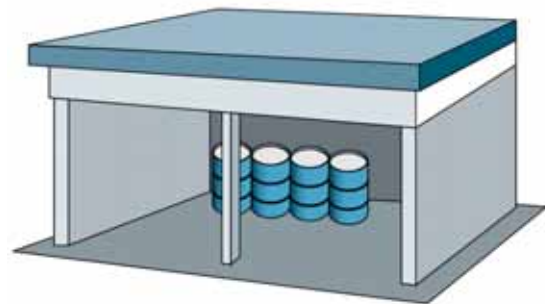


図 2-5 有害物質貯蔵指定施設に該当しない事例(2)

### 2.3 構造等に関する基準の適用を受ける範囲について

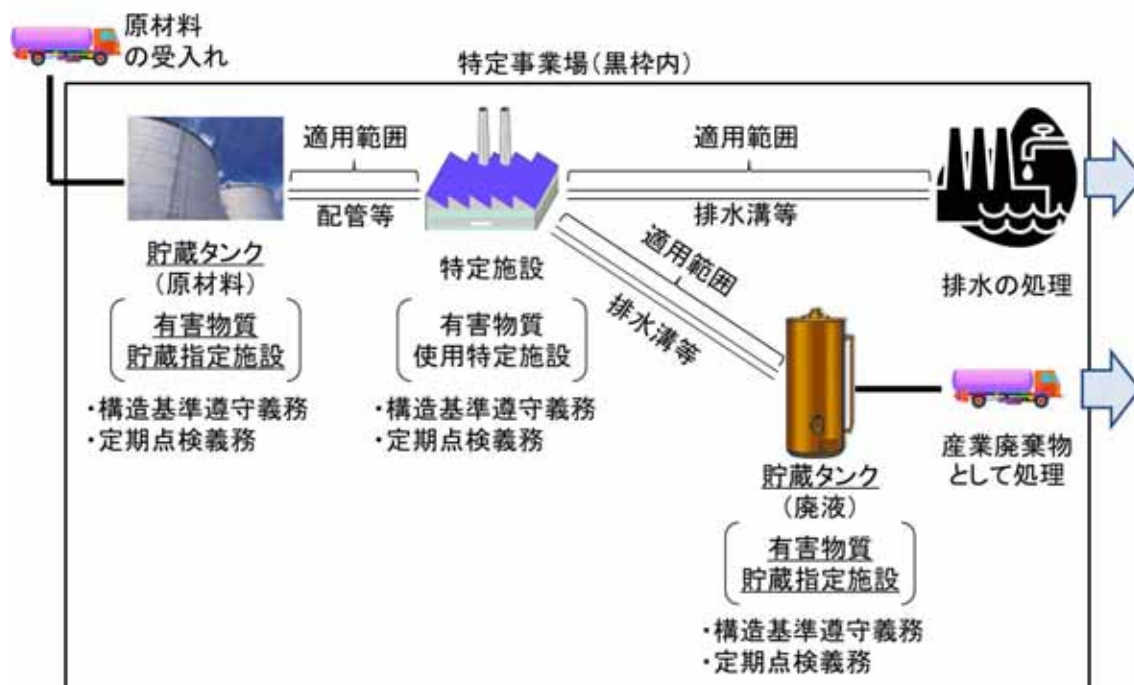
#### (1) 「施設」の範囲

「施設」には、特定施設や貯蔵施設の本体の他、付帯する配管等、排水溝等や、施設の周囲の床面、防液堤等が含まれる。また「配管等」には、配管の他、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備が含まれ、「排水溝等」には、排水溝、排水管、

排水ます、排水ポンプ等が含まれる。

また事業場の中のどの範囲の「配管等」、「排水溝等」が含まれるかについては、当該事業場の中の有害物質使用特定施設等に接続している配管等又は排水溝等で、有害物質が含まれる液体、廃液等が流れる部分は全て含まれる。

例えば下図のような事業場において、有害物質貯蔵指定施設である貯蔵タンク（原材料）から有害物質使用特定施設までの配管等、有害物質使用特定施設から有害物質貯蔵指定施設である貯蔵タンク（廃液）及び排水処理施設までの排水溝等に有害物質を含む水が流れていれば、これらの配管等及び排水溝等に構造等に関する基準等が適用される。



施設の周囲の床面、防液堤等の範囲については、第4章の4.2「4.2.1床面及び周囲」を参照のこと。

これらを含めて、改正水濁法第5条第1項又は第3項に基づき、新たに施設を設置しようとする時には、都道府県等（24ページ参照）に届出を提出することが必要である。届出が必要な事項や提出様式については、「3.施設の届出及び申請」（23ページ）を参照のこと。

## (2) 施設本体に付帯する配管等、排水溝等の範囲

構造等に関する基準が適用される施設本体に付帯する配管等、排水溝等とはどの

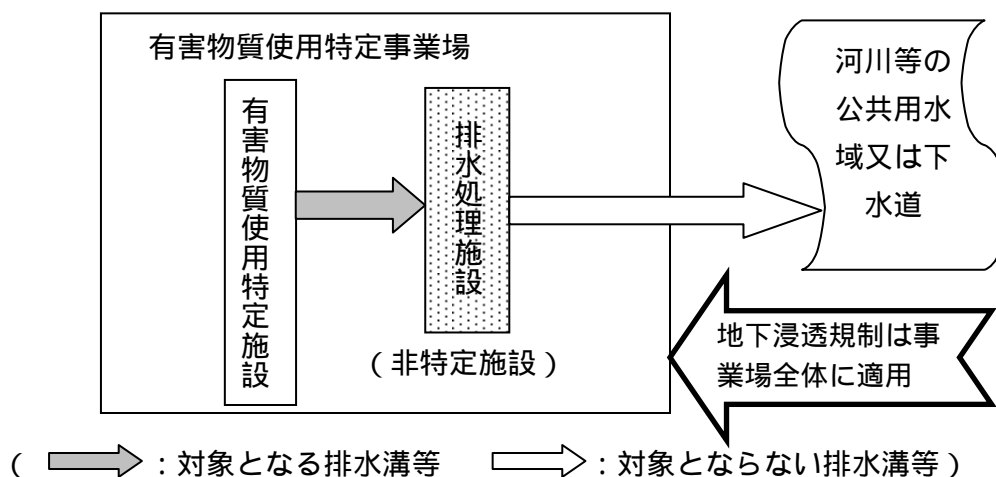
範囲が含まれるかを以下において説明する。

構造等に関する基準が適用されない配管等や排水溝等の設備に対しても、事業場全体が有害物質使用特定事業場である場合には、水濁法第12条の3に基づいて有害物質を含む水の地下浸透が禁止されており、これらの設備から有害物質を含む水(ただし有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む)を含むもの)の地下浸透が生じているおそれがある場合には、水濁法13条の2第1項に基づく都道府県等の改善命令の対象となり得ることに留意する必要がある。

したがって、有害物質使用特定事業場の設置者は、構造等に関する基準が適用されない設備についても、適用される施設に準じて構造等に関する基準を遵守し、定期的な点検を実施することが推奨される。

有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲、付帯する配管等及び排水溝等、及び地下貯蔵施設本体に対し、構造等に関する基準が適用される。

排水処理施設については、水濁法施行令第1条の別表第1で定められている「鉱業」における「坑水中和沈でん施設」(水濁法施行令別表第1第1号八)や、特定事業場から排出される水の処理施設(水濁法施行令別表第1第74号)等を除き、特定施設に該当しない場合には、有害物質を処理していたとしても、「有害物質使用特定施設」には該当しない。その場合でも、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設から排水処理施設までの排水系統(排水管、排水溝及びこれらに付帯する設備)は有害物質使用特定施設等に付帯する設備となり、構造等に関する基準が適用される。



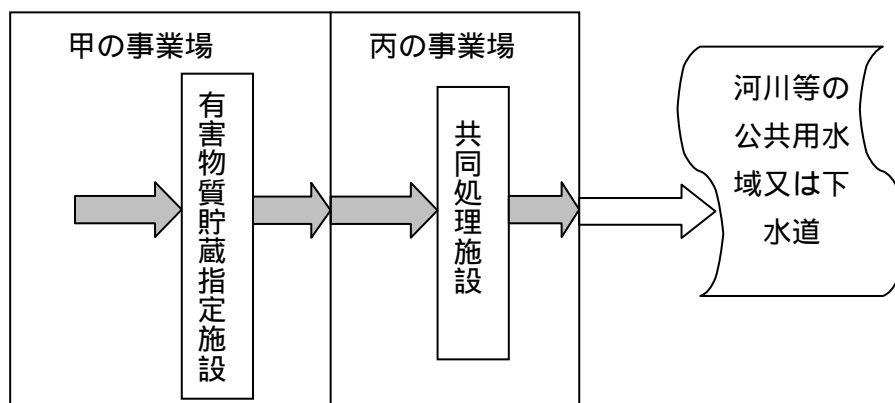
一方、有害物質使用特定施設に該当しない排水処理施設以降の公共用水域や下水道に排出するための排水溝等の設備は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に付帯したものととは考えられないことから、構造等に関する基準は適用され

ない。

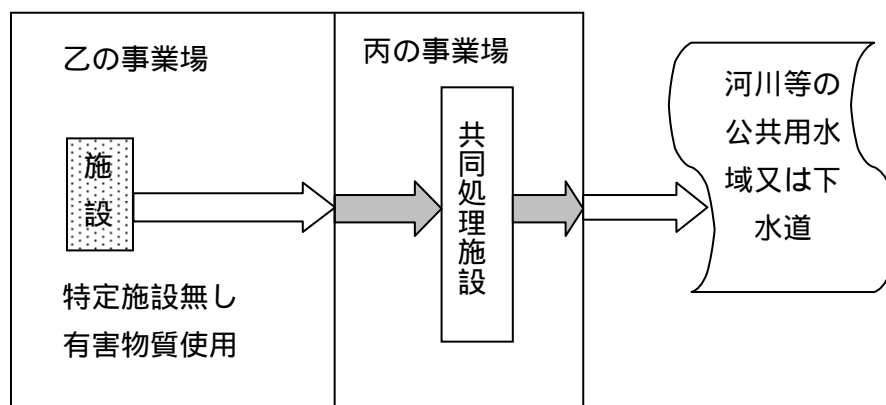
特定事業場から排出される水を共同で処理する施設（水濁法施行令別表第1第74号に定める施設。以下「共同処理施設」という。）において、当該特定事業場（甲）が有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設を有する場合（下図ケース1）には、甲の事業場内及び丙の事業場内の配管等及び排水溝等はいずれも構造等に関する基準の対象となり、定期点検も実施する義務が生じる。


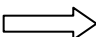
一方、特定事業場ではない事業場（乙）から排出される有害物質を含む水を貯蔵することなく丙の事業場における共同処理施設において処理している場合（下図ケース2）には、乙の事業場内の配管等は対象にならず、丙の事業場内の配管等のみが構造等に関する基準の対象となる。この場合、乙の事業場が有害物質使用特定事業場でない場合には、地下浸透規制がかからないが、有害物質を扱っている以上、有害物質を含む水を地下に浸透させてしまう可能性があることから、本マニュアル等に基づいて自主的な取組を行うことが望ましい。

【ケース1】



【ケース2】



(  : 対象となる排水溝等     : 対象とならない排水溝等 )

これらの事例のように、配管等、排水溝等が、異なる事業場間に設置されている

場合、構造等に関する基準遵守及び定期点検の実施の義務の適用は、基本的には敷地の中までの配管等、排水溝等が対象となる。

また、休廃止鉱山に設けられた特定施設に該当する中和沈でん施設においては、設置場所の特殊性を鑑み、一群の施設の周辺の敷地において、布設された配管等(集水ますが設置されている場合はそこから下流側の配管等)及び特定施設に接続している排水溝等(施設周辺の敷地と考えられる範囲まで)が、構造等に関する基準の適用を受ける対象とすることが妥当である。なお、これら以外の配管等及び排水溝等(一群の施設の周辺の敷地以外に設置されているもの)についても、適切に維持管理することが望ましい。

## 2.4 施設以外の有害物質を含む水の貯蔵場所、作業場所における留意事項について

有害物質貯蔵指定施設以外の有害物質を含む水の貯蔵場所、作業場所については、今回の改正水濁法に基づく構造等に関する基準の遵守や定期点検の実施の義務は課されていないが、有害物質による地下水汚染の実態を踏まえ、事業者における責務として、これらの場所から有害物質を含む水が漏えいしたり地下に浸透したりしないように取り組むことが重要である。

### 汚染の実態

環境省が平成 21 年度に実施した工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例の汚染原因行為等の実態に関する調査結果によると、地下水汚染の原因施設等まで特定または推定した事例のうち、水濁法改正により地下浸透規制制度が導入された平成元年度以降も汚染原因となった行為・事象があると認められた 252 件について調査したところ、10 件（4%）が施設以外の場所での作業に伴う有害物質の地下浸透、5 件（2%）が貯蔵施設以外の貯蔵場所からの有害物質の漏えいが地下水汚染の原因となっていた。

### 取組の重要性及び取組内容

こうしたことから、水濁法改正前の中央環境審議会地下水汚染未然防止小委員会等においては、有害物質を扱う事業場において、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設以外の有害物質の貯蔵場所、作業場所についても規制の必要性が審議、検討された。

その結果、答申において、「漏えい・地下浸透の事例が見られるものの、場所は施設と異なりその特定が困難であることから、今回の措置の対象施設には含まないものとするが、貯蔵場所や作業場所からの有害物質の漏えい及び地下浸透を防止する取組を促進することが必要である」とされたところである。なお、対象とされなかった点に関しては、具体的には、対策の必要性はあるものの、有害物質を扱う貯蔵場所、作業場所については、事前の届出による把握が困難であること、また、仮に届出を行ったとしても、これらの場所は固定されずに移動する可能性があり、その都度変更届出の事務を行うことは現実的でないことから、構造等に関する基準の遵守や定期点検の実施の義務は適用されなかったものである。

しかしながら、事業者全体における有害物質の適正な管理と地下浸透の未然防止

の観点からは、

可能な限り、事業場において有害物質を扱った作業をしたり保管したりする場所を特定し、決められた場所以外では、極力作業したり保管したりしないようにする、

そうした特定の場所について、事業者自身と都道府県等において情報を共有する、

本マニュアルに示された構造等の措置に準じて、可能であれば、これらの場所の床面は地下浸透を防止する構造としたり、有害物質を含む水が万一漏えいした場合に回収するための排水溝やためますを設置したり、吸着材を常備したりするとともに、定期的な点検を行う、

有害物質の取り扱いにあたって、本マニュアルの対策も参考とし、有害物質を飛散、流出、地下浸透させないように留意する、  
といった取組が重要である。

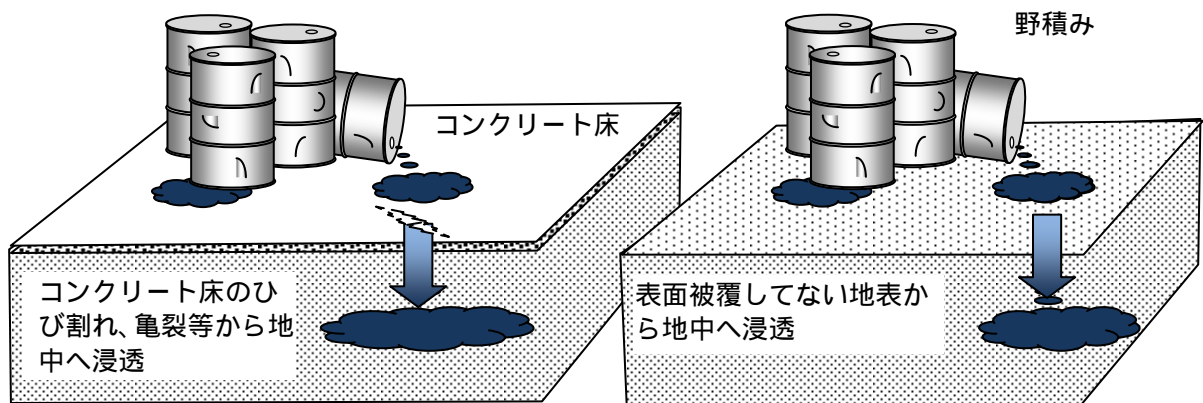


図2-6 有害物質を含む水が貯蔵場所で漏えいし、その場で地下に浸透した事例

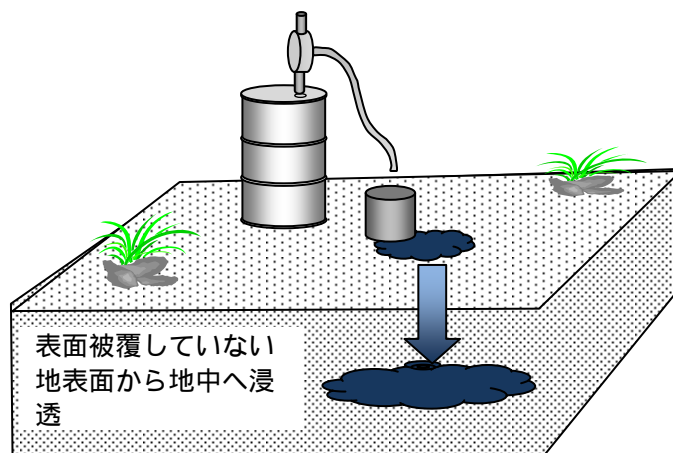


図2-7 移し替え時のこぼれ等により、有害物質を含む水が地下に浸透した事例

